



身体障害者用 自動車改造費助成金



身体障がいの方が運転しやすい車に改造する経費について助成金を交付します

自動車の改造前に申請が必要です。購入後の申請はできません。

助成を受けた車の改造完了日から5年間、譲渡・交換・廃車・貸付又は担保にはできません。

対象者 1と2どちらにも該当する方

- 以下のA・Bどちらかの要件を満たす方
 - 身体障害者手帳の総合等級が1級または2級の上肢・体幹機能障害の方
 - 身体障害者手帳の下肢機能障害の個別等級が3級以上の方
- 自らが所有し、かつ、運転する自動車の一部を改造する必要がある方

所得制限

本人または扶養義務者の前年の所得が所得制限限度額を超えないこと。

控除については詳しくは福祉課障がい者支援担当にお問い合わせください。

扶養親族 等の数	障害者ご本人のとき	扶養義務者のとき
	所得額（参考：収入額の目安）	所得額（参考：収入額の目安）
0人	3,604,000円（約5,180,000円）	6,287,000円（約8,319,000円）
1人	3,984,000円（約5,656,000円）	6,536,000円（約8,586,000円）
2人	4,364,000円（約6,132,000円）	6,749,000円（約8,799,000円）
3人	4,744,000円（約6,604,000円）	6,962,000円（約9,225,000円）

特別障害者手当の上限と同じです

助成対象経費

障がい者本人が所有し、かつ運転する自動車（1台に限る）の操向装置、駆動装置等の改造に要する経費。

助成金の額

助成対象の改造に要する経費（最大10万円）

その他

- 改造が完了した日から5年間は身体障害者用自動車改造費助成金を申請いただけません。（ただし、故障等により廃車にせざるをえなかった場合は5年以内でも助成が可能です）
- 申請の翌年度4月20日までに改造が完了する必要があります。（令和5年4月～令和6年3月中の申請だと、令和6年4月20日までの改造完了が必要）
- 福祉課から業者に改造箇所等について確認させていただきます。

申請の流れ

都留市福祉課へ申請

【必要なもの】

- 都留市身体障害者用自動車改造費助成金交付申請書（福祉課窓口にあります）
- 身体障害者手帳
- 運転免許証
- 印鑑
- 自動車の改造費についての見積書



（福祉課から申請者へ交付決定通知が送られてくる）

申請者は自動車改造業者と改造の契約、改造の実施



改造が完了し、支払いを行ったら納車後1カ月以内(または申請の翌年度4/20のどちらか早いほう)に福祉課へ実績報告書を提出

【必要なもの】

- 都留市身体障害者用自動車改造費助成金実績報告書（福祉課窓口にあります）
- 契約書の写し（自動車改造業者との改造契約がわかるもの）
- 領収書の写し
- 車検証の写し（電子車検証の場合は自動車検査証記録事項も必要です）
- 改造後の車両の写真（プリントアウトしたもので可）
※改造部分のわかる写真。車両ナンバーも一緒に写っている写真を1枚以上入れる。

（福祉課から申請者へ交付額決定通知が送られてくる）

福祉課に助成金の請求

【必要なもの】

- 都留市身体障害者用自動車改造費助成金請求書（福祉課窓口にあります）
- 通帳の写し
- 印鑑



市から申請者の口座へ助成金が振り込まれる

〒402-0051 都留市下谷 2516-1 いきいきプラザ都留 1F
都留市 福祉課 障がい者支援担当
☎0554-46-5112 平日 8:30~17:15